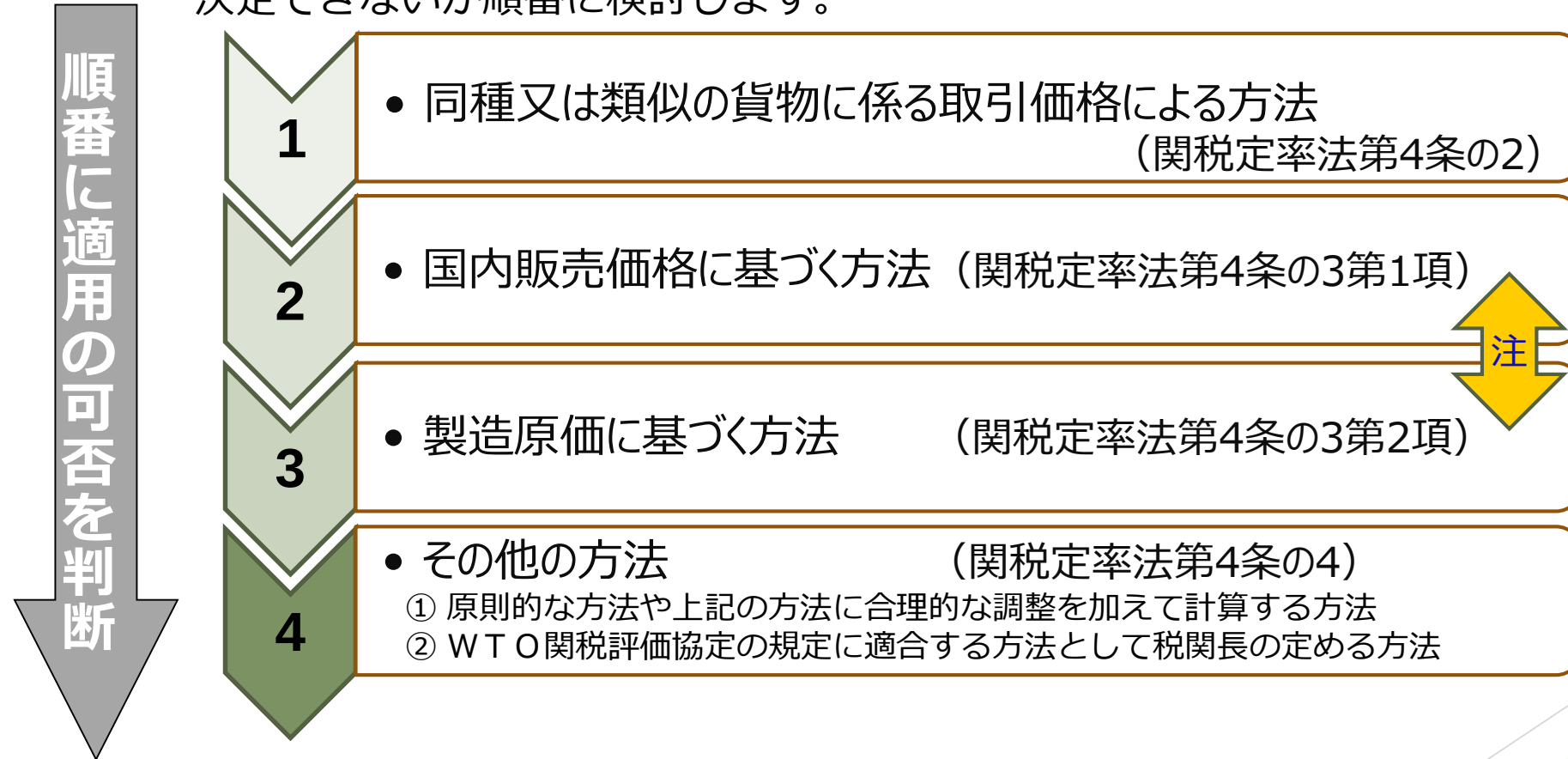


2. 原則によらない課税価格の決定方法

原則的な計算方法で課税価格を決定することができない場合、以下の順番で決定できないか順番に検討します。



(注) 製造原価を確認できる場合で輸入者が希望するときは、国内販売価格に基づく方法に先立って製造原価に基づく方法により課税価格を決定します。

具体的にみると...

1 • 同種又は類似の貨物に係る取引価格による方法

輸入貨物と同種の貨物又は類似の貨物に係る取引価格（原則的な方法により課税価格とされたものに限る。）
輸入貨物の本邦への輸出の日又はこれに近接する日に本邦へ輸出されたもの（原則前後 1 月以内）
輸入貨物の生産国において生産されたもの

2 • 国内販売価格に基づく方法

輸入貨物（又は同種・類似の貨物）の 国内販売価格（輸入申告の日又はこれに近接する期間内）			
課 税 価 格		国内における販売に係る通常の手数料 又は 利潤及び一般経費	国内販売までの 通常の国内運賃等 関税・消費税等

控除

3 • 製造原価に基づく方法

課 税 価 格		
輸入貨物の製造原価（生産者の商業帳簿に基づくもの）	輸出者の通常の利潤 及び一般経費	輸入貨物の輸入港 までの運賃等

積上げ

4①

• その他の方法 （関税定率法第4条の4）

① 原則的な方法や上記の方法に合理的な調整を加えて計算する方法

関税定率法第4条から第4条の3までの方法により計算を行うために必要とされる要件を満たさない事項についてその要件を満たさない事項につき調整を加えてこれらの方法により計算する方法

- ・合理的な調整を加えることにより「輸入貨物の取引価格による方法」に基づき課税価格を計算する方法
例：修理貨物について、修理代を貨物代金とみなし、修理のために提供された貨物を無償提供物品に該当するものとして課税価格を計算する方法
- ・合理的な調整を加えることにより「同種又は類似の貨物に係る取引価格による方法」に基づき課税価格を計算する方法
例：「これに近接する日」の取扱いを弾力的に行い課税価格を計算する方法
- ・合理的な調整を加えることにより「国内販売価格に基づく方法」に基づき課税価格を計算する方法
例：「これに近接する期間内」の取扱いを弾力的に行い課税価格を計算する方法

4②

• その他の方法 （関税定率法第4条の4）

② W T O 関税評価協定の規定に適合する方法として税関長の定める方法

税関長が本邦において入手できる資料（輸入者から提出される資料を含むものとするが、税関長がその真実性及び正確性について疑義を有する資料を除く）に基づき計算する方法であって、合理的と認められるもの

- ・輸入貨物と同種又は類似の貨物の本邦向けの販売価格に、合理的な方法により算定したその販売価格に加えるべき費用等（例えば、加算要素等）の額を加えた価格による方法
- ・輸入貨物又はこれと同種若しくは類似の貨物の国内における最初の取引段階以外の販売に係る価格から、資料により確認できるその輸入貨物の本邦到着後の費用等を控除した後の価格による方法
- ・同種又は類似の貨物の国際相場価格に、通常必要とされる輸入港までの運賃等の額を加えた価格による方法
- ・同種又は類似の貨物の本邦における市価から、本邦において課される関税等の額を控除した後の価格による方法

W T O 関税評価協定の規定に適合する方法として税関長の定める方法で計算する場合、下記のような課税価格の決定方法は禁止されています。

- 本邦において生産された貨物の本邦における販売価格に基づいて課税価格を計算する方法
- 特定の二の価額のうちいずれか大きい価格を課税価格とする方法
- 輸出国の国内市場における貨物の価格に基づいて課税価格を計算する方法
- 同種又は類似の貨物について関税定率法第4条の3第2項の規定により計算された積算価格以外の積算価格に基づいて課税価格を計算する方法
- 本邦以外の国への輸出のために販売された貨物の価格に基づいて課税価格を計算する方法
- 最低課税価格による方法
- 恣意的な又は架空の価格に基づいて課税価格を決定する方法

原則的な計算方法で課税価格を決定することができない場合の計算例

例 1) 輸出者から無償で衣類を輸入する場合

順番に適用の可否を判断

1

輸入取引がないため関税定率法第4条第1項本文で計算できないことから、同種又は類似の輸入貨物の取引価格により計算します。

例：同じインボイスに記載された同種の有償貨物の取引価格を課税価格とする。

2

同種・類似貨物がないため関税定率法第4条の2で計算できない場合は、当該輸入貨物又は同種・類似の輸入貨物の国内販売価格に基づき計算します。

例：BP承認後、当該輸入貨物の国内販売実績に基づき計算した価格を課税価格とする。

3

国内販売価格がないため関税定率法第4条の3第1項で計算できない場合は、当該輸入貨物の製造原価に基づき計算します。

例：生産者の商業帳簿に基づいて算出した製造原価に基づき計算した価格を課税価格とする。

4①

関税定率法第4条の3までの規定で計算できない場合は、同法第4条の4を適用し、初めに同法第4条1項から法第4条の3までの方法に合理的な調整を加えて計算します。

例：3か月前に輸入した同種貨物の取引価格に必要な調整を加えた価格を課税価格とする。

4②

合理的な調整によっても計算できない場合は、輸入者が提出する客観的な資料により、合理的方法で計算します。

例：輸出者の本邦向けプライスリストの価格に必要な調整を加えた価格を課税価格とする。

原則的な計算方法で課税価格を決定することができない場合の計算例

例 2) 修理のため輸出した貨物を輸入する場合

順番に適用の可否を判断

1

修理のための取引であり輸入取引ではないため、修理代金を貨物代金として関税定率法第4条第1項本文では計算できないことから、同種又は類似の輸入貨物の取引価格により計算します。

例：修理後の貨物と同種・類似の輸入取引により輸入した貨物の取引価格を課税価格とする。

2

同種・類似貨物がないため関税定率法第4条の2で計算できない場合は、当該輸入貨物又は同種・類似の輸入貨物の国内販売価格に基づき計算します。

例：BP承認後、当該輸入貨物の国内販売実績に基づき計算した価格を課税価格とする。

3

国内販売価格がないため関税定率法第4条の3第1項で計算できない場合は、当該輸入貨物の製造原価に基づき計算します。

例：生産者が製造した貨物ではないため、製造原価に基づく課税価格の計算はできない。

4①

関税定率法第4条の3までの規定で計算できない場合は、同第4条の4を適用し、初めに法第4条1項から法第4条の3までの方法に合理的な調整を加えて計算します。

例：修理代金を対価とした売買とみなし、輸出貨物を無償提供物品として課税価格を計算する。

4②

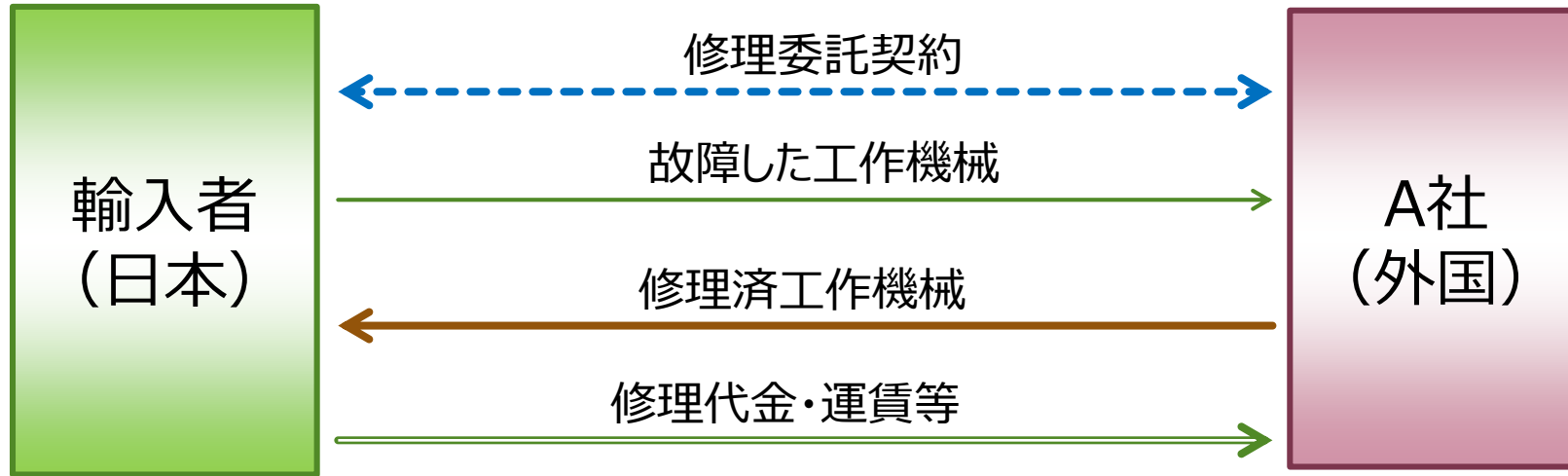
合理的な調整によっても計算できない場合は、輸入者が提出する客観的な資料により、合理的な方法で計算します。

例：何らかの客観的な資料により算出した修理後の貨物の価格に基づき計算した価格を課税価格とする。

特にご質問が
多い項目です。

【事例21】修理貨物の課税価格の決定方法

(工作機械が故障したため、A社に修理を依頼・輸出し、修理後に当該貨物を輸入する場合)



INVOICE	
修理代	\$ 5,000
運賃&保険	\$ 500
AMOUNT	\$5,500

修理代金 = 課税価格と
することはできません！

故障した工作機械の
価格と、当該機械をA
社へ輸出するのに要
した費用

詳しく知りたい方は、税関HPの「輸出入の手続き」→「2関税評価（課税価格）」→「関税評価ポータル」と進み、「1よくある質問」の「修理後の再輸入」のページをご覧ください。

課税価格 = 〔修理代金（\$ 5,000） + 故障した工作機械の価格と、当該機械をA社へ輸出するのに要した費用 + 輸入港までの運賃・保険等（\$ 500）〕